平成29年度静岡県立こころの医療センター

水質検査業務仕様書

平成29年度静岡県立こころの医療センター水質検査業務契約（平成29～31年度）については、契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

１．業務内容

（１）検査項目及び頻度

実施予定数量（定期検査）は下表のとおりとするが、臨時及び追加の検査についても単価契約に基づき実施するものとする。各検査項目の詳細は別紙１に定める。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 予定  数量 | 単位 | 備考 |
| 浄水9項目 | ９ | 検体/年 | 敷地内宿舎１検体含む |
| 浄水30項目 | ３ | 検体/年 |  |
| 浄水51項目 | １ | 検体/年 |  |
| 原水40項目 | ２ | 検体/年 |  |
| 排水6項目 | ４ | 検体/年 | pH、SS、BOD、Hg、ｎヘキサン抽出物質、フェノール水質検査 |
| 冷却塔レジオネラ属菌 | ２ | 検体/年 | レジオネラ属菌サンプリング |
| 浴槽水4項目 | ８ | 検体/年 | 過マンガン酸カリウム消費量・濁度・大腸菌群数・レジオネラ属菌  【北１病棟】男性左浴室、男性右浴室、女性浴室（ユニットバス）、保護室浴室  【北２病棟】浴室、保護室浴室  【南１病棟】浴室  【南２病棟】浴室 |
| 原水指標菌２項目 | ８ | 検体/年 | 水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針に関する検査　（大腸菌定性・嫌気性芽胞菌定量） |

（２）試料の採取

試料の採取は受注者が行う。発注者及び受注者は、採取日程、採取地点、試料容器の種類及び本数、採取方法等について、事前協議を経た後、決定する。

（３）試料の運搬

受注者は試料を保冷箱等で保冷し、破損防止の措置を施し、速やかに検査所に運搬する。

２．検査結果の報告

受注者は、契約書第４条に基づき、水質検査業務完了後速やかに水質検査結果書等（様式任意）を作成し、発注者に提出する。

３．試験検査方法

水質検査の方法は水質基準項目においては「厚生労働省令第１０１号水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（厚生労働省告示第２６１号）」によるものとする。

また、その他項目にあっては、厚生労働省等の通知による試験検査方法や「上水試験方法」等の公的に認められた標準的な試験検査方法によるものとする。

４．水質基準等に適合しない場合の対応

受注者は、実施した水質検査において、水質基準等に適合しない項目が生じた場合には、電話等により速やかに発注者へ報告するものとする。

また、受注者は発注者の要請により、必要に応じて採取及び再検査を行うものとする。

５．再委託の禁止

検査結果の信頼性と水質検査業務受託者の責務を明確化するため、水質基準項目の全項目又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

６．検査施設への立入調査

発注者は、１年以内に定期に１回、受注者に対し次の事項について、検査施設への立入調査を実施し、水質検査機関の技術能力等を確認することができる。

（１）水質検査の結果の根拠となる資料

①　試料採取日時

②　試料採取場所出発日時

③　試料の検査所到着日時

④　検査開始及び終了日時

⑤　検査実施者（登録検査員）氏名

⑥　検査項目毎のバックデータ、検量線のクロマトグラム及び濃度計算書

⑦　その他水質検査の結果の根拠に必要な資料

（２）内部精度管理の実施状況

（３）外部精度管理の実施状況

（４）水質基準項目に関する品質管理の認証取得及び取り組み状況

（５）検査機器の整備状況

（６）その他水質検査の実施状況を確認するために必要と思われる事項

７．提出書類

受注者は、契約締結後、以下の書類を作成し速やかに発注者に提出する。ただし、年間計画表については、各年度の業務開始前に提出するものとする。

（１）水質検査項目の検査方法及び定量下限値の一覧表

（２）突発水質汚染時等の臨時の水質検査に対応するため、業務時間及び夜間、休日などの業務時間外を含めた緊急の水質検査体制

（３）検査項目、採取日程、採取地点、試料容器の種類及び本数、採取及び運搬方法、その他必要と思われる事項を記載した年間計画表等

８．秘密の保持

受注者は、業務上知り得た事実を第三者に漏らしてはならないものとする。

但し、事前に発注者に公開の同意を得ている場合及び「個人情報の保護に関する法律」等の法令に基づく合法的な開示請求があった場合は、この限りではない。

９．契約外の事項

この特記仕様書に定めのない事項や疑義が生じた事項については、双方協議して処理に当るものとする。